

○住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例

平成二十年三月二十六日

栃木県条例第二号

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、住民基本台帳法昭和四十二年法律第八十一号。以下「法」という。)の規定に基づき、都道府県知事保存本人確認情報(法第三十条の八に規定する都道府県知事保存本人確認情報をいう。以下同じ。)の提供及び利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(平二七条例三三・一部改正)

(本人確認情報を提供する県の区域内の市町村の執行機関及び事務)

第二条 法第三十条の十三第一項に規定する条例で定める県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関は、市町村長とする。

2 法第三十条の十三第一項に規定する条例で定める事務は、地方税法昭和二十五年法律第二百一十六号又は市町村の条例に基づく事務のうち、次に掲げるものとする。

一 個人の市町村民税(これと併せて賦課徴収する個人の県民税を含む。)、固定資産税、軽自動車税、入湯税、都市計画税及び国民健康保険税の賦課に関する事務であつて規則で定めるもの

二 市町村税(個人の市町村民税と併せて賦課徴収する個人の県民税を含む。以下同じ。)並びに市町村税に係る督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの

(平二七条例三三・一部改正)

(県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供方法)

第三条 知事が行う法第三十条の十三第一項の規定による県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関への都道府県知事保存本人確認情報の提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)から電気通信回線を通じて当該執行機関の使用に係る電子計算機に当該都道府県知事保存本人確認情報を送信する方法により行うものとする。

(平二七条例三三・一部改正)

(本人確認情報を利用する事務)

第四条 法第三十条の十五第一項第二号に規定する条例で定める事務は、地方税法又は栃木県県税条例(平成十七年栃木県条例第五号)に基づく事務のうち、次に掲げるものとする。

一 事業税、不動産取得税、自動車取得税、軽油引取税及び自動車税の賦課に関する事務であつて規則で定めるもの

二 県民税、事業税、不動産取得税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車取得税、軽油引取税、自動車税及び鉈区税並びにこれらの県税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの

三 不動産取得税の課税標準の特例の適用に関する事務であつて規則で定めるもの

四 軽油引取税に係る犯則事件の調査に関する事務であつて規則で定めるもの

五 自動車税の減免に関する事務であつて規則で定めるもの

(平二二条例三一・平二七条例三三・一部改正)

(本人確認情報の安全確保)

第五条 知事は、都道府県知事保存本人確認情報の提供及び利用に当たっては、当該都道府県知事保存本人確認情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

(平二七条例三三・一部改正)

(規則への委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則(平成二二年条例第三一号)抄

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則(平成二七年条例第三三号)

1 この条例は、平成二十七年十月五日から施行する。

2 この条例の施行の日前に行われた事務又は試験等に係る栃木県手数料条例に規定する手数料については、なお従前の例による。